

第3話 どんな規制があるのか

師匠 今日、どんな規制があるのか、という概要の話だ。

弟子 規制の概要は、社内で講習やるとき、どこまで喋るかで悩んでいます。規制の概要は絶対必要な基礎知識でそれぐらいは知らないとあとで困る事柄です。ただ時折自分でもそこまで細かく話さなくてもいいんじゃないかと思ったりして。受講者もつまらなそうな顔をしがちだし。

師匠 それは君、制度の解説をしていたんじゃないか？ 一般社員からすると、別段「規制制度を学ぶ」なんて関心があるはずないからな。

弟子 それはあると思うんですけど、必須の基礎知識である以上は、話さないわけにもいかんでしょう。

師匠 ここは発想を変えようじゃないか。「仕事の過程で登場する事物の顔見せ」と割り切ることにしたらどうだね？

弟子 ははあ、推理小説の冒頭にある「主な登場人物」の頁ですね。

◆大分類は日本の規制か米国の規制か

師匠 とはいってもまずは規制の大分類から始めたい。ほらく忠臣蔵>なんかでも一人一人を紹介するときに「浅野方、吉良方、幕府方」というような大づかみな振り分けをするじゃないか。それと同じさ。

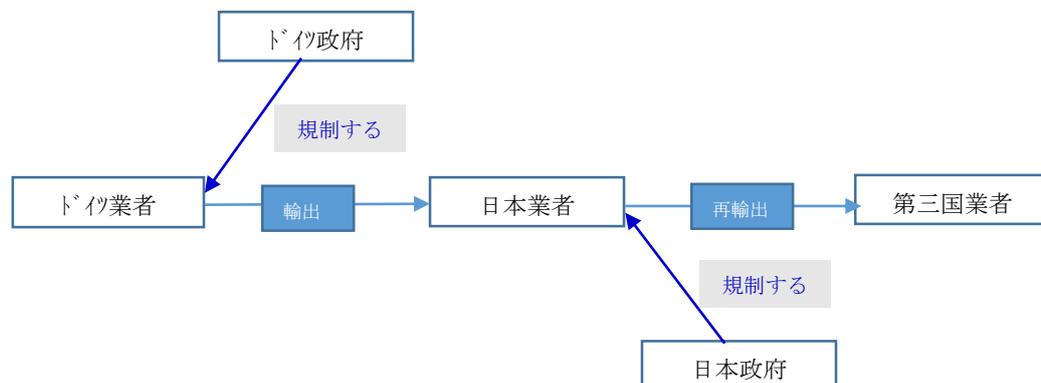
色々な分け方があるが「日本の規制か米国の再輸出規制か」というところから始めるのがわかりやすいだろう。

弟子 日本の法令かそれ以外か、というのは分類学としては自然な第一歩でしょうが、いきなり米国法令が登場するのに面食らう人が多いんじゃないやありませんか？

師匠 そこでだ、日本からの米国品（再）輸出を米国政府が規制するとはどういうことかちょっと説明してみなさい。

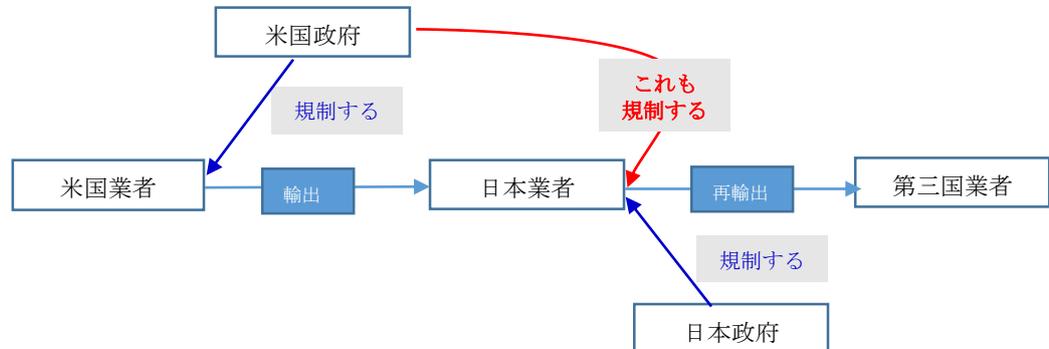
弟子 そうですね。たとえばドイツからドイツ製品を日本が輸入したとする。その後で日本の業者がそれを再輸出するときは、当然日本政府が日本法令に照らして管理するわけだから、ドイツ政府は口を出さない。

【図1】ドイツ政府の場合



ところがもし当初の輸出が米国から日本へのものであったらどうなるか？ 日本からの再輸出にまで米国政府が口を挟んで来て、取り締まりをかけようとする。つまり米国品の場合、輸入国（たとえば日本）と米国の二重規制がある、ということですね。

【図2】米国政府の場合



師匠 だが単に「規制する」というだけでは実感ないよな？ 日本企業が違反したときに米国政府はどんなペナルティをかけることができるのか説明してみなさい。

弟子 3つあります。第1に個人への懲役。第2に罰金。第3にDPL (Denied Person List) というリストへ掲載することによる米国品取引制限です。

ただピンと来ないのは、どれだけの強制力というか直接的なインパクトがあるかということです。罰金だ懲役だといっても、たとえば日本まで徴収や逮捕に出張してくるのでしょうか？ また米国品の取引が制限されたとしても、自社品を売る分には問題なさそうな気がするんですけど。

師匠 まず個人の逮捕については、米国に入国した途端に身柄を拘束された事例がある。次に罰金。日本まで徴収には来ないだろうが、支払いを突っぱねたら米国政府と全面対決ということだから、米国での商売はもうできないだろうな。

最後にDPL掲載の影響。たしかに米国で売ることまでは禁止されないが、日本へ物を送ることはできなくなるから、返品もできないし、市場調査も著しく不自由になる。おそらく現地一流企業からの出入り差し止めもくらうだろう。米国での商売ができなくなるという結論には変わりはない。(更に、米国品の日本での購入もできなくなる)

弟子 米国再輸出規制を無視できないことはわかりました。しかしそれを勉強しなきゃというのはつらいですねえ。日本の規制でさえ手一杯なのに。

師匠 とりあえずは3つキーワードを覚えてもらおう。

- EAR (Export Administration Regulations) ; 米国法令にも色々あるが、その中で我々にもっともご縁が深いのがこれだ。日本国内の企業でも「御社製品をEARに照らすとどうですか？」などと言ってくることもある。それに対して非米国品の場合、通常「EAR対象外」と回答する。
- ECCN (Export Control Classification No.) ; EARにおける規制品目の規制該当項番のこと。なお、どの項番にも非該当の場合は「EAR99」と呼ばれる。
- テロ支援国 ; 北朝鮮・イラン・シリア・キューバ・スーダンの5カ国で、そこ向けは厳しい再輸出規制が敷かれている。米国からの直輸出にいたっては原則禁止。

「テロ支援国」向け規制以外は、日本の法令守ってれば大体クリアできる。

これは「大体の話」だからもちろん例外はあるが、まずは「“テロ支援国”向けはうるさい」と覚えておくことだ。(詳しい話は別の機会に)

◆安全保障の規制（日本）

師匠 その次、日本の規制は大別して、**安全保障関連の規制とそれ以外の規制**がある。

安全保障関連の規制というのは、安保上の観点から

- ┌ **アブナイ物**（兵器や転用可能性あるハイスpek品。ココム時代は「戦略物資」と呼んでいた）
- └ **アブナイ相手・用途**の取引（ロースpek品でも問題ユーザーなら悪用心配）

を取り締まろうというものだ。

弟子 「アブナイ物」のがリスト規制、「アブナイ相手・用途」のが**キャッチオール（CA）規制**ですね。

師匠 CA規制はAll Specで規制（Catch）するというのが趣旨だが、ハイスpek品は既にリスト規制に引っかけているので、実際にはロースpek品を用途や需要者素姓に基づいて規制するという運用になる。リスト規制の討ち漏らしを相手にするという意味もあって**補完的規制**と呼ぶこともある。両者の関係については図3を見てくれ。

通常、輸出管理といえば主眼は安全保障関連だ。話すことは沢山あるが、一度にというわけにもいかないから、とりあえずよく出てくるキーワードをいくつか挙げよう。

- ┌ **輸出令別表第1（通称「別1」）**；貨物の規制リスト
- ├ **外為令別表**；技術の規制リスト
- ├ **ホワイト国**；米英などCA規制の対象外の27カ国
- └ **外国ユーザーリスト**；経産省の公表した懸念顧客リスト（CA規制の判断材料）

弟子 あの一師匠。随分あっさりした紹介のような気がしますけど。

師匠 推理小説だって「コーディリア；リア王の三女」みたいな書き方してるじゃないか。今は名前を覚えて貰うことが先決。詳細はあとのおたのしみだ。

◆安全保障以外の規制（日本）

弟子 これは色々ありますよね。国際条約に基づく有害物質の輸出規制とか、同じく条約に基づく絶滅危惧種の規制とか。一言では言えませんね。

師匠 なにしる「安保以外の全部」だからな。外為法の条文（48条3項）にも規制目的を

国際収支均衡維持

外国貿易及び国民経済の健全な発展

条約その他の国際約束の誠実な履行

国際平和のための国際協力への寄与

わが国の平和・安全の維持のため特に必要な場合の対応措置

と並べている。そりゃ「色々ある」わけだよ。**規制品は輸出令の別表第2（略して「別2」）にリストアップされている。いくつか代表的なものを挙げてくれないか？**

弟子 では思いつくところから

有毒農薬 (DDT や BHC など) ・フロン ・有害廃棄物…環境衛生関連条約規制品

トルエンや硫酸…麻薬 ・向精神薬の原料

鰻稚魚 ・米糠 ・国内需給確保

ダイヤ ・紛争資金源遮断

偽札 ・重要文化財 ・知的財産権侵害コピー品

師匠 ここまでのまとめを表にしておこう。

【表1】 規制の概要とキーワード

規制の種類	規制の趣旨	キーワード	一口解説
(我が国の) 安全保障 の規制	安保上の観点から下記を規制 ・アブナイ物 (兵器や転用可能性ある ハイスペック品) ・アブナイ相手 ・用途への取引 (ロースペック品でも問題 ユーザーなら悪用心配)	リスト規制	アブナイ物(ハイスペック品)規制
		輸出令別表第1	規制品を記述した表(略称「別1」)
		外為令別表	規制技術を記述した表
		キャッチオール規制 (CA規制 補完的規制)	アブナイ相手 ・用途向け取引の規制 (Catch All とは「スペック問わず」の意味)
		ホワイト国	米英など CA 規制の対象外の 27 カ国
		外国ユーザー リスト	経産省の公表した懸念顧客リスト (掲載ユーザー向け案件はCA規制 で特に慎重な対応が必要)
(我が国の) 安全保障 以外の規制	多種多様 例えば下記 ・環境衛生(農薬・フロン etc.) ・国内需給確保(鰻稚魚 etc.) ・紛争資金源遮断(ダイヤ)	輸出令別表第2	安保以外の目的の規制品を記述した表(略称「別2」)
米国の 再輸出規制	米政府は第三国(日本等)からの 米国品再輸出についても (米国からの)直輸出同様に規制 している。(違反すると米国での 商売ができなくなる) 特にイランなど「テロ支援国」向 は厳しく規制されている。	EAR	Export Administration Regulations 米国商務省の法令
		ECCN	Export Control Classification No. EAR における規制品目の規制該当 項番。規制非該当品は EAR99 と呼 ばれる。
		テロ支援国	北朝鮮・イラン・シリア・キューバ スーダンの 5 カ国で、米国からの 直輸出は原則禁止。米国外からの 再輸出にも厳しい規制。

◆わが国の規制の概略

師匠 先ほどの話の繰返しになるが、わが国の規制の概略という観点から整理してみよう。

【表2】 わが国の規制の概略

	安全保障のための管理		安全保障以外の管理
	リスト規制	キャッチオール規制	
規制趣旨	ハイスペック品の輸出を規制 (アブナイ物の輸出を規制)	兵器関係筋*1への輸出を規制 (アブナイ相手向輸出を規制)	多種多様 国際条約遵守や国内需給等
規制のポイント	規制品目リスト (地域や需要者・用途を問わず)	地域(「ホワイト国」*2以外) 需要者素姓と購入用途	規制品目リスト
規制品目	リスト (貨物⇒輸出令別表第1の1~15項 技術⇒外為令別表の1~15項)	リスト規制から漏れたロースペック品 (スペック問わず = All Spec が原則だがハイスペック品はリスト規制で規制済みなので) …輸出令別表第1・外為令別表の16項に記載	輸出令別表第2記載 (例 有毒農薬・条約規制品 鰻稚魚・国内需給確保 ダイヤ・紛争資金源遮断 偽札 重要文化財 etc.)
規制地域	全地域	地域限定(「ホワイト国」*2を除く)	ほぼ全地域(但し冷凍貝規制は米国向けのみ)

*1 兵器は次の2つに大別される

- 大量破壊兵器・核・化学・生物・ミサイル
- 通常兵器 …上記以外(銃砲・戦車・地雷 etc.)

*2 「ホワイト国」とは「比較的安全な地域」として定められた下記27カ国でキャッチオール規制の対象外:

- 米州 ; アルゼンチン、カナダ、米国
- 欧州 ; オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、伊、ルクセンブルク、蘭、ノルウェー、ポーランド、葡、西、スウェーデン、スイス、英
- アジア ; 韓国
- 太平洋 ; 豪州、ニュージーランド

師匠 何か質問は?

弟子 「1~15項」・「16項」の意味を説明してください。

師匠 これはぬかった。

輸出令別1と外為令別表にはそれぞれ1~16の項目がある。

このうち1~15項はハイスペック品を対象とする規制項番で「リスト規制」とも呼ばれる。1~15項のいずれかに該当した場合は、原則として大臣の輸出許可が必要。(ハイスペックのアブナイ物を出すのだから当然だよ)

一方16項というのは「通常の工業製品」のうち、ロースペック(1~15項非該当)のものを括る概念だ。1~15項非該当というのだから、「リスト規制では相手にされなかった落ちこぼれ」とも言える。そういう「落ちこぼれ」といえども持つ

人が持てば心配だということで規制するのが CA 規制だ。「落ちこぼれ」を相手にすることから補完的規制とも呼ばれることはさっき話したね。

16 項品の場合は、CA 規制の「持つ人が持てば」というところが問題になるわけだから購入用途や需要者の素姓がチェックの焦点になる。また地域によっては、特に心配しなくていいから最初から規制の枠外とも定めている。「ホワイト国」

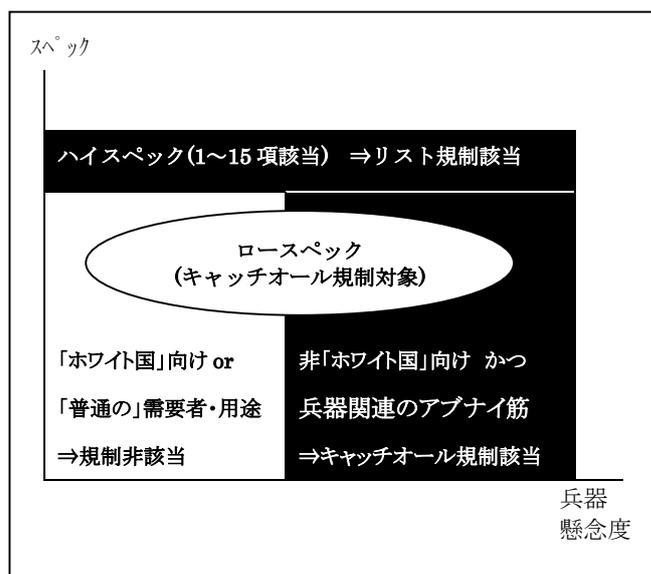
つまり 16 項品の場合は

非「ホワイト国」向け ∩ 用途・需要者素姓に問題 ⇒ 要大臣許可
となるわけだ。

弟子 時々「16 項該当と言われた、大変だ」とうろたえる社員がいますが 実際は「16 項該当 (=リスト規制非該当) でよかったね。さあ用途・需要者のチェックをしよう」と対応すればいいということですね。

師匠 右図を見てくれれば大体のイメージがつかめるんじゃないかな。

【図3】リスト規制と CA 規制の棲み分け



弟子 それから「通常の工業製品」とは
どういうことですか？

師匠 輸出令別 1 の 16 項を見てみよう。

16 項

関税定率法 (明示 43 年法律第 54 号) 別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物
(1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く)

「定率法の第何類」を全部説明されても面倒なだけだろうから概略のみ言うよ。

例えば対象外とされた 1~24 類は (「類」の上の括りである) 「部」でいうと次の 1~4 部に当たる

第 1 部 ; 動物 (生きているものに限る。) 及び動物性生産品

第 2 部 ; 植物性生産品

第 3 部 ; 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第 4 部 ; 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

41~53 類だと例えば

42 類 ; 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

48 類 ; 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

なんてのがある。(http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm)

大体イメージが浮かんできたんじゃないかね。世間ではよく「木材や食料品以外は」という表現をするが、こういうことだったんだ。上記の税関サイトを見れば、少なくとも機械・化学・金属製品辺りは16項の範囲に含まれることが確認できるよ。

とりあえずは「通常の工業製品ならみんな」と割り切っておけばどうかな。

弟子 16項の括弧書きに「1から15までの項の中欄に掲げるものを除く」とありますね。

師匠 これがさっき16項品のことを「1~15項非該当の落ちこぼれ」と言った理由だ。

弟子 リスト規制(輸出令別1・外為令別表の1~15項)・輸出令別2に該当の場合にどうなるかもまだうかがっていませんよ。

師匠 さっき言った通り、リスト規制は「該当品なら原則として要大臣許可」。

別2は「該当品なら原則として要大臣承認」。

弟子 「承認」と「許可」って、何が違うんですか？

師匠 「許可」の方が重い響きはあるが、まあ似たようなもんだ。「ライセンス」と一括りで理解しておけばいい。「許可」も「承認」も本省で担当する「審査課」を英語では Licensing Section と呼ぶしね。世間ではまとめて E/L (Export License) と呼ぶことも多い。

弟子 でも違いはあるんでしょう？

師匠 しつこいね、君は。「承認」だろうが「許可」だろうが、必要なのにそれを取らずに出したら外為法違反になるのは同じだ。「承認」だからまあいいや、なんてことはない。どうせ取得するときは取得するんだから、細かい違いを言い立てても何にもならんよ。

弟子 じゃ話の種、雑学ネタとしてお願いします。

師匠 よし。昔は「輸出許可」という言葉はなかった。「輸出承認」だけ。それが1987年の東芝機械事件をきっかけに、「安全保障の規制にはもっと重たい言葉を使いましょう」ということになり、別1と外為令別表の品目は「許可取れ」と言うようになったんだ。

弟子 では「原則として要許可・要承認」というのは？

師匠 いい質問だね。リスト規制・輸出令別2に該当といえども「即 E/L」ではない。例外がある。「E/L 不要特例」が適用されることもあるんだ。つまり

該当 ∩ 特例適用不可 ⇒ 要 E/L

弟子 例えば「少額特例」とか「修理特例」というやつですね。

師匠 注意してほしいのは、特例適否の条件は微妙だから素人判断は禁物ということだ。

たとえば少額特例。規制項番や仕向国によっては使えないことがある。無償輸出の案件のときにいい加減な価格で特例適用を試みて問題を起こすこともある。

修理特例にしても、適用条件は「先入れ後出し」(先に故障品を引き取れ)なのにつかり修理品を先に出そうとするあわてん坊がいる。

そういうことがないように、該当品は輸管部門に諮って慎重に処理することが必要だ。たとえ特例が使えるだろうという自信があってもね。

◆主要法令

師匠 「主な登場人物」のしめくくりは主要法令だ。網掛けのところだけ覚えてくれれば十分だ。それ以外の記述は、今理解できなくてもいい。後で必要な時に参照してくれ。

すべての規制の出発点は外為法（外国為替及び外国貿易法）。

外為法（外国為替及び外国貿易法） ；輸出規制の出発点になる法律
25条1項 ；安全保障上の理由での技術の対外提供規制（許可制度）を宣言。詳細は 政令 で。
25条3項 ；同条1項技術の媒体持出し規制（許可制度）を宣言。詳細は 政令 で。
48条1項 ；安全保障上の理由での貨物の輸出規制（許可制度）を宣言。詳細は 政令 で。
48条3項 ；安全保障以外の理由での貨物の輸出規制（承認制度）を宣言。詳細は 政令 で。

弟子 25条1項の技術提供の許可は「役務取引許可」、同3項の持出しは「特定記録媒体等輸出等許可」っていうんですね。

師匠 ややこしいね。それから3項の「持出し」とは、取引が成立していない状況のもと、海外で提供する意図のもとで持ち出すこと。成立した取引に基づく持ち出しは1項で規制する。それから書き込まれた媒体そのものの輸出のほか、電子送信も含む。だから「輸出等」なんていうんだね。

貨物の輸出規制の具体的内容を定めた政令が輸出令（輸出貿易管理令）だ。

政令ってのは閣議で決定するやつね。

輸出令（輸出貿易管理令） ；貨物の輸出規制の具体的内容を定めた政令
1条1項 ；安全保障上の理由での規制対象を 別表第1 掲載パターンと定めている。 リスト規制・CA規制両方とも、本条が根拠。
2条1項一号 ；安全保障以外の理由での規制対象を 別表第2 掲載パターンと定めている。
4条1項 ；別表第1該当品に対する許可不要特例規定。 注目は三号。ここで挙げたパターン（「インフォーム要件」と「客観要件」）に「引っかけからぬ限りはCA規制免除」と定めている。つまりここで挙げた「インフォーム要件」と「客観要件」が、実質上のCA規制の決定ファクターということ。
4条2項 ；別表第2該当品に対する承認不要特例規定。
別表第1 ；規制貨物（中欄）と規制地域（下欄）を記述。 1～15項該当はリスト規制。（対象は全地域） 但し規制貨物の詳細はここに書ききれないことがつねなので、多くの場合、詳細を「 経済産業省令 で定める仕様のもの」と附記している。 1～15項非該当（＝16項該当）はCA規制。（対象は非「ホワイト国」） もちろん16項該当ごときで即規制のわけではない。許可要否の判断は、 4条1項三号のインフォーム要件」と「客観要件」で行う。
別表第2 ；規制貨物（中欄）と規制地域（下欄）を記述。 対象は殆どの貨物が全地域。

規制仕様の詳細を述べたのが貨物等省令（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）だ。「貨物等」という理由は、貨物のほか技術の規制仕様もここで定めているからだ。

貨物等省令；貨物・技術の規制仕様を定めた省令

弟子 「解釈」にも触れてください。

師匠 そうだった。別1や省令で使われている用語の「解釈」は輸出令運用通達（輸出貿易管理令の運用について）、通称「運用通達」に載っている。

運用通達；輸出令の運用細則を定めた通達。

許可・承認の申請手続きや、規制貨物に関する用語解釈を記述。

師匠 技術の対外提供規制の具体的内容を定めているのが外為令（外国為替令）だ。

外為令（外国為替令）；技術の対外提供規制の具体的内容を定めた政令

17条1項；安全保障上の理由での規制対象を別表掲載パターンと定めている。

リスト規制・CA規制両方とも、本条が根拠。

17条2項；外為法25条3項の持ち出し行為（「特定記録媒体等輸出等」）につき要大臣許可と宣言。

別表；規制技術（中欄）と規制地域（下欄）を記述。

1～15項該当はリスト規制。（対象は全地域）

但し規制貨物の詳細はここに書ききれないことがつねなので、多くの場合、詳細を「[経済産業省令](#)で定める仕様のもの」と附記している。

1～15項非該当（＝16項該当）はCA規制。（対象は非「ホワイト国」）

もちろん16項該当ごときで即規制のわけではない。許可要否の判断は、貿易外省令9条2項七号のインフォーム要件」と「客観要件」で行う。

許可不要の特例規定は貿易外省令（貿易関係貿易外取引等に関する省令）の中にある。

貿易外省令；技術の対外提供・持ち出しの許可申請手続きや許可不要特例規定を記述した省令

9条2項；許可不要特例を記述。

注目は七号。ここで挙げたパターン（「インフォーム要件」と「客観要件」）に「引っかけからぬ限りはCA規制免除」と定めている。つまりここで挙げた「インフォーム要件」と「客観要件」が、実質上のCA規制の決定ファクターということ。

もともと申請手続きは、この省令だけでは書ききれないということで、通称「役務通達」（外国為替法令の解釈及び運用について）も参照が必要だ。

技術の方も用語解釈は通達で示されている。さっき言った役務通達だ。

役務通達；許可の申請手続き（細則）や、規制技術に関する用語解釈を記述。

弟子 この名称、許可証が「役務取引許可」というのに呼応しているわけですね。

師匠 まだこのほかにも「脇役級」で色々な規定があるが、一度にたくさん言われても混乱するだけだろうから、今日はここまで。